

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月15日 12時50分ごろ
発生場所	山形県酒田市飛島南西方沖 飛島南灯台から真方位230° 650m付近 (概位 北緯39° 10.9′ 東経139° 32.1′)
事故の概要	プレジャーヨット ^{ハーマジェスティー} HerMajestyは、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月18日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット HerMajesty、5トン未満（長さ9.30m）
船舶番号、船舶所有者等	235-33014山形、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（同乗者A）
損傷	キールに凹損及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約29cm（酒田）
事故の経過	<p>本船は、船長ほかクルー1人が乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）4人を乗せ、船長が、船尾のコックピットで立ち、酒田市御積島^{おしやく}などの島々（以下「御積島等」という。）と飛島との間を御積島等側に寄って通過するつもりで、機帆走により約5ノットの対地速力で北北西進した。</p> <p>船長は、海面の色が明るくなってきたので、船首部に行き水深を確認しようと思い、そばにいた同乗者の1人（以下「同乗者A」という。）に依頼して舵輪を握ってもらい、船首部に向かって歩いていたところ、衝撃を感じ、キールが飛島南西方沖の浅瀬に乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船は、船長がすぐに船尾のコックピットに戻り、後進して離礁後、舵輪にぶつけて唇に裂傷を負った同乗者Aを病院に連れて行く目的で酒田市飛島漁港に入港した。</p> <p>本船の喫水は、キール下端まで約1.6mであった。</p> <p>船長は、飛島南西方沖に浅瀬があることを知っており、御積島等側に寄って航行すれば安全と考えていたが、同乗者と会話をしていたので、飛島側に寄って航行していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>本船は、レーダー及びGPSプロッターがなかった。 船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、御積島等と飛島との間を北北西進中、船長が、飛島南西方

	<p>沖に浅瀬があることを知っていたものの、同乗者と会話をしている見張りを適切に行っていなかったことから、飛島側に寄って航行していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、御積島等と飛島との間を北北西進中、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、飛島側に寄って航行していることに気付かず、飛島南西方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。